

防災・災害時の要援護者（障害者）に対する自助・共助・公助の視点からみた対応一覧表

防災対策を考えると、また、災害が起きたときには、「自助・共助・公助」の意識が大切とされています。普段の防災のための対策や、災害が起きたときの対処などにおいて、災害弱者である障害者に対する「自助・公助・共助」の視点からみた対応について一覧表にまとめましたので、様々な立場によってどのように対応したら良いか、参考にいただければと思います。

分類	分担	内容	備考
自助	本人・家族	相互の連絡方法を決めておく。	
		薬の常備、自分の情報（障害の状態や、通所、通院先、服薬状況等）をカードにまとめて、常時携帯する。	
		災害時要援護者の名簿登録をしておく。	
		最低3日分の家族分の食糧、水の確保をしておく。	
		普段から地域や周囲に自宅に障害者がいることを認識してもらい、いざという時に支援が必要だということを周知しておく。	
共助	自治会・住民	自治会内に居住している障害者に対して、普段から自治会の活動や、催し等への呼びかけを行う。	
		自治会と近隣の障害者施設があれば、合同で防災訓練等を実施する。	
		災害時要支援者を探す際に、すぐに見つかるように、普段から声掛けをしておく。	
		地域での見守り体制を充実させる。	
	施設・団体	平常時から、あらゆる障害に対応できるよう、職員の研修等を実施する。	
		近隣地域へ障害者施設があることを周知し、また、地域で防災訓練や催し等がある場合積極的に協働して実施する。	
		災害時に必要な食糧や水、常備薬、備品等を配備しておく。	
		災害時に、福祉避難所としての役割を担う。	
	社会福祉協議会	地域で課題を共有し、解決策を話し合う場をつくる。	
		住民同士の顔がみえる関係づくりのため、地域で開催されるイベントや活動を支援する 地域のネットワークづくりを支援する。	
公助	行政	消防署と連携した防災訓練を実施する。その際、障害者への参加も促す。	
		災害時要援護者の名簿登録を促す。	
		災害対策費用の予算配備をする。	
		災害発生時は避難所を設置し、情報・物資の提供、炊き出し等を実施する。	
		その他、あらゆる災害対策を講じる。	

要援護者の障害別の特徴と災害時のニーズ

災害時要援護者である障害のある方は、日頃から支援が必要であり、その支援の方法も障害別に様々です。

障害別の特徴や、災害時に必要な支援（ニーズ）をまとめましたので、避難所等での対応の参考にさせていただければと考えます。

障 害 別	特 徴	災害時必要な支援（ニーズ）
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難。 ・脳卒中の後遺症で半身まひの場合、片手しか使えない。 ・脳性まひやリウマチの人は両手が不自由で、食事や書くことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行の補助や車いす等の補助器具等の配備。 ・排泄用具の配備及び、トイレの介助（同性介助が望ましい）。 ・生活全般への介助、及び介護に伴うスペースが必要である。 ・医療器具。また、使用の際は電力や消毒が必要である。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害には、視力と視野の障害がある。視力障害ははっきり見えない、まったく見えない状態を言う。視野障害は、目を動かさないうで見える範囲が狭いことを言う。 ・視覚による覚知が不可能な場合は、置かれた状況が分からず、瞬時に行動をとることが困難。 ・他者がとっている応急対策などがわからない場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達や状況説明等。 ・介助者が誘導すること。 ・避難所では、杖等を配備。 ・弱視者の場合は、若干の読み書きが可能なため、拡大鏡や、レンズ等を配備。

聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聞くこと自体に障害がある。 ・発音が不明瞭になる。 ・ことばを思い出したり、書いたり、読んだりする分野に言語的問題症状を示す。 ・音声による避難、誘導等の指示が認識できない。 ・補聴器を使用している人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の使用や手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明等。 ・筆記用具、用紙等の配備。 ・補聴器をしていても、全て認識できていることは難しい。（補聴器とは元来音を大きくする器械であり、言葉を明瞭に聞き取れるものではない。）
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知の低さからくる適応力・判断力が弱い。 ・依頼心が強い（自立心が低い）。 ・学習に時間がかかる。 ・こだわりが強い。 ・コミュニケーションが困難。 ・感性が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の好きなもの（興味のあるもの）を置く。 ・パニックを起こした時は、本人と慣れた人の対応が必要となる。 ・言葉で理解できない時があるので、絵カードなどを配備する。 ・本人だけではなく、家族への配慮も必要である。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・集中力・継続力が低下し、疲れやすい。 ・臨機応変な対応や、あいまいな環境が苦手。 ・気持ちをコントロールできない。初めての場所での緊張が強い。 ・状況を理解したり、判断するのに時間がかかる。 ・規則的な通院、服薬が重要である。 ・身の安全保持、危機管理ができない。 ・代表的な病気は、「統合失調症」、「うつ病」、「神経症」などがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬の継続が必要なため、精神安定薬等を配備する。 ・避難所での孤立を防ぐ。 ・ストレス反応の回復のために話を聴く。 ・なるべく、普段と変わらない環境にいられるよう配慮する。

府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱

平成19年10月16日
要綱第105号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 障害者及び障害児の福祉の向上に必要となる地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者 3人以内
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 4人以内
- (3) 障害者福祉団体の代表 5人以内
- (4) 多摩府中保健所の職員 1人
- (5) 特別支援学校の教員 1人
- (6) 府中公共職業安定所の職員 1人
- (7) 東京都立多摩療育園の職員 1人
- (8) 東京都立府中療育センターの職員 1人
- (9) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

5 会議の公開は、府中市情報公開条例（平成12年9月府中市条例第27号）及び府中市附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年3月府中市規則第12号）に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初の委員となった者の任期は、委員の依頼のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成21年5月27日要綱第65号）

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体名等
	石橋 直美	府中市パーキンソン病友の会 会員
	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼの 所長
	犬飼 知子	(特非) 発達カウンセリングポップシップ 代表
	岩崎 京子	(社福) 足立邦栄会 障害者支援施設みずき管理責任者
	大木 道子	府中市精神障害者を守る家族会 理事
◎	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会 会長
	葛岡 裕	東京都立府中朝日特別支援学校校長 (平成23年4月～24年3月)
	桑田 智	府中市社会福祉協議会 地域福祉部 地域活動推進課長
	小池 努	東京都立府中けやきの森学園 進路指導専任教諭 (平成24年4月～25年3月)
	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 医療科 主任技術員
	中川 さゆり	地域生活支援センタープラザ 所長
	蜂須 米雄	府中公共職業安定所 専門援助第二部門統括職業指導官
	真下 加代子	(社福) えりじあ福祉会 西府いこいプラザ ケアホームサービス管理責任者
	増田 和貴	多摩府中保健所保健対策課長
	真鍋 美一	(社福) ひばり福祉会 作業所スクラム施設長
	見ル野 一太	府中市社会福祉協議会 心身障害者福祉センター所長
○	山岡 広法	中河原訪問介護 管理者兼サービス提供責任者
	山本 博美	府中市手をつなぐ親の会 幹事
	行本 理	東京都立府中療育センター事務次長 (平成24年4月～25年3月)
	渡辺 秀子	東京都立府中療育センター事務次長 (平成23年4月～24年3月)

◎会長、○副会長

会議開催状況と内容

【平成23年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	6月29日(水)	○府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について ○専門部会について
第2回	8月25日(木)	○専門部会の実施について
第3回	2月16日(木)	○各専門部会からの報告について ○今後の協議会の役割・進め方について

◎運営会議

	日程	内容
第1回	7月19日(火)	○専門部会の設置について
第2回	8月8日(月)	○専門部会の設置について

◎児童部会

	日程	内容
第1回	9月29日(木)	○課題の抽出について
第2回	10月20日(木)	○事例の紹介について
第3回	11月9日(水)	○正しい情報の共有と適切な支援について

◎青年部会

	日程	内容
第1回	9月29日(木)	○当事者から見た就労支援について ○就労支援機関の現状と課題について
第2回	10月14日(金)	○生活の場や通所先の不足について
第3回	11月30日(水)	○医療ケア不足により通所できない現実について

◎壮年・老年部会

	日程	内容
第1回	9月30日(金)	○成年後見制度について
第2回	10月20日(木)	○本人・介護者の高齢化について
第3回	11月24日(木)	○これまでの検討を踏まえた課題の整理

【平成24年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	6月14日(木)	○府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について ○専門部会の名称及び取組事項について ○全体会・運営会議で協議する案件について
第2回	11月1日(木)	○運営会議からの中間報告について ○各専門部会からの中間報告について
第3回	2月14日(木)	○各専門部会からの最終報告について ○今後の協議会の役割・進め方について

◎運営会議

	日程	内容
第1回	7月10日(火)	○サービス利用計画について
第2回	8月21日(火)	○サービス利用計画について
第3回	9月18日(火)	○サービス利用計画の対象者数の分析について ○想定される課題と解決方法について
第4回	10月16日(火)	○全体会への中間報告のまとめについて
第5回	12月18日(火)	○中間報告後の再検討について
第6回	1月15日(火)	○最終報告に向けたまとめについて

◎ツール検討部会

	日程	内容
第1回	7月5日(木)	○正副部会長の決定及び今後の進め方について
第2回	7月26日(木)	○ツールを作成する上での課題の抽出について
第3回	8月23日(木)	○ツールの対象者、項目について
第4回	9月28日(金)	○年齢別に必要なツールの内容について
第5回	10月17日(水)	○全体会中間報告に向けたまとめについて
第6回	11月21日(水)	○ツール案の内容について
第7回	12月19日(水)	○ツール案の内容について
第8回	1月9日(水)	○全体会最終報告に向けたまとめについて

◎災害時支援検討部会

	日程	内容
第1回	7月5日(木)	○正副部会長の決定及び今後の進め方について
第2回	9月6日(木)	○課題の抽出について
第3回	9月26日(水)	○障害別の特徴とニーズの検証について
第4回	10月12日(金)	○全体会中間報告に向けたまとめについて
第5回	12月19日(水)	○自治会・民生委員・近隣住民等との関係づくりについて
第6回	1月18日(金)	○最終報告に向けたまとめについて